



令和8年 第1回定例会：2月4日

## 行田羽生資源環境組合議会会議録

行田羽生資源環境組合議会

令和8年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員（9名）	2
○欠席議員（0名）	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
開 会（午後 2時30分）	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
議会運営委員長報告	4
休 憩（午後 2時33分）	5
<hr/>	
再 開（午後 2時45分）	5
○議長辞職の件	5
○議長の選挙	6
○議案第1号の上程、提案説明	8
行 田 邦 子 管理者	8
江 森 裕 一 事務局長	9
○上程議案の質疑～採決	9
○議案第2号の上程、提案説明	10
行 田 邦 子 管理者	10
江 森 裕 一 事務局長	10
○上程議案の質疑～採決	11
○議案第3号の上程、提案説明	11
行 田 邦 子 管理者	11
江 森 裕 一 事務局長	12
○上程議案の質疑	15

休 憩 (午後 3時16分) .....	15
<hr/>	
再 開 (午後 3時17分) .....	15
○上程議案の質疑続行.....	15
質疑 1番 木 村 博 議員.....	15
答弁 江 森 裕 一 事務局長.....	15
○上記議案の討論、採決.....	16
○議案第4号の上程、提案説明.....	16
行 田 邦 子 管理者.....	16
江 森 裕 一 事務局長.....	17
○上程議案の質疑.....	18
休 憩 (午後 3時26分) .....	18
<hr/>	
再 開 (午後 3時27分) .....	18
○上程議案の質疑続行.....	18
質疑 6番 島 村 勉 議員.....	18
答弁 江 森 裕 一 事務局長.....	18
○上記議案の討論、採決.....	20
休 憩 (午後 3時32分) .....	20
<hr/>	
再 開 (午後 3時45分) .....	20
○議案第5号の上程、提案説明.....	20
行 田 邦 子 管理者.....	21
○上程議案の質疑、討論省略、採決.....	21
○特定事件の委員会付託.....	21
閉 会 (午後 3時49分) .....	22
<hr/>	
○署名議員.....	23

行田羽生資源環境組合告示第1号

令和8年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を2月4日行田市役所委員会室に招集する。

令和8年1月27日

行田羽生資源環境組合  
管理者 行田邦子

令和8年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会会議録

○議事日程

令和8年2月4日（水曜日） 午後 2時30分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 行田羽生資源環境組合公告式条例等の一部を改正する条例

第4 議案第2号 令和7年度行田羽生資源環境組合会計補正予算（第1回）

第5 議案第3号 令和8年度行田羽生資源環境組合会計予算

第6 議案第4号 新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の変更について

第7 特定事件の委員会付託

---

○会議に付した事件

議事日程のほか

議長辞職の件

議長の選挙

議案第5号 行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについて

---

○出席議員（9名）

1番	木村博	議員	2番	小林修	議員
3番	斎藤万紀子	議員	4番	町田光	議員
5番	野本翔平	議員	6番	島村勉	議員
7番	香川宏行	議員	8番	松本敏夫	議員
9番	丑久保恒行	議員			

---

○欠席議員（0名）

---

○説明のため出席した者

行田邦子 管理者  
河田晃明 副管理者

江 森 裕 一 事 務 局 長  
福 地 光 宏 参 事

---

○事務局職員出席者

総務施設課長 寺 田 定 弘  
書 記 尾 城 英 樹  
書 記 橋 本 拓 斗

---

午後 2時 30分 開会

○香川宏行議長 皆さん、こんにちは。

ただ今から、令和8年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を開会いたします。

出席議員が9名で定足数に達しておりますから議会は成立いたしております。

これより本日の会議を開きます。

管理者から提出された議案を報告いたします。これら件名はお手元に配布してある印刷文書によりご了承願います。

---

△会議録署名議員の指名

○香川宏行議長 これより日程の順序に従い、議事に入ります。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議規則第85条の規定により議長において指名いたします。

8番 松本 敏夫 議員

9番 丑久保 恒行 議員

以上2名の方をお願いいたします。

---

△会期の決定

○香川宏行議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありましたので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長——9番 丑久保 恒行 議員。

〔丑久保恒行議会運営委員長 登壇〕

○丑久保恒行議会運営委員長 当委員会は、去る1月30日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、その日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜り、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○香川宏行議長 お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長報告のとおり本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○香川宏行議長 ご異議なしと認めます。

これより以降の議事日程につきましては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

暫時休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

---

午後 2時45分 再開

〔松本敏夫副議長 議長席に着く〕

○松本敏夫副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議長辞職の件

○松本敏夫副議長 この際、ご報告いたします。本日付をもって、香川宏行議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、香川宏行議員の退席を求めます。

〔7番 香川宏行議員 退席〕

○松本敏夫副議長 課長にその辞職願を朗読させます。——総務施設課長。

〔総務施設課長 朗読〕

○松本敏夫副議長 お諮りいたします。

香川宏行議員の議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、香川宏行議員の議長の辞職を許可することに決しました。

香川宏行議員の入場を求めます。

〔7番 香川宏行議員 入場〕

○松本敏夫副議長 この際、香川宏行議員から発言を求められておりますので、これを許しま

す。

—— 7 番 香川宏行議員。

〔7 番 香川宏行議員 登壇〕

○7 番 香川宏行議員 それでは、議長退任にあたり、一言御礼のごあいさつを申し上げます。

令和4年の組合設立当初から、議員各位のご推挙により、議長の要職に就任させていただいて以来、構成市民の皆様にはもとより、関係各位のご協力を賜り、幸いにも本日まで大過なくその重責を全うすることができました。ここに、心から深くお礼を申し上げる次第でございます。

在任期間中は、厳正、公正かつ円満な議会運営を心掛けてまいりました。組合の設立から新たなごみ処理施設の整備に係る事業者の選定、そして建設工事着手に至るまで、両市が一体となり、同じ目標に向かって取り組んだ結果、ようやく事業が具体的な形となり、大きな節目の段階まで進めることができたことは、深く感慨を覚えるところでございます。

また特に昨年9月20日に起工式が行田市、羽生市の両市長を始めとする関係各位、また、建設事業者の皆さんと共に荘厳に挙行され、また、このような大きな事業に議長として携わることができたことは、私にとりまして大変光栄であり、心から感謝申し上げます。

今後とも、本事業が何よりも安全に、そして両市民に信頼される施設となるよう、引き続き、全力を尽くしてまいる所存でございますので、変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ここに謹んでお礼を申し上げ、退任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

---

△議長の選挙

○松本敏夫副議長 ただいま、議長が欠員となりましたので、お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し選挙を行います。

この際、お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条2項の規定に

より、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙は指名推選の方法によることに決しました。

次に、お諮りいたします。副議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に、小林修議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま、副議長において指名いたしました小林修議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本敏夫副議長 ご異議なしと認めます。

よって、小林修議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小林修議員が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

議長に当選されました小林修議員、ご挨拶をお願いいたします。

〔小林修議長 登壇〕

○小林修議長 それでは、一言議長就任のあいさつを申し上げます。

このたび皆様方のご推挙を賜り、議長という大役を拝し、大変光栄に存じますとともに、その職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

さて、両市にとりまして、新たなごみ処理施設の整備は共通かつ喫緊の課題であります。組合では、これまで計画・設計の段階を経て、昨年9月20日に建設起工式、同10月より本格的な建設工事に着手したところでございます。

組合議会といたしましても、この重要な事業が安全かつ円滑に進むことはもとより、両市の市民から喜ばれる効率的で安定した施設となるよう、引き続き注視し、支えてまいりたいと存じます。

議員各位並びに関係の皆様におかれましては、格別のご支援、ご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げ、就任のあいさつとさせていただきます。

誠にありがとうございます。

○松本敏夫副議長 小林修議員、議長席にお着きください。

[小林修議長 議長席に着く]

○小林修議長 それでは、さっそく議長の職務を執らせていただきます。

---

△議案第1号の上程、提案説明

○小林修議長 日程第3、議案第1号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 本日ここに、令和8年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多忙の中をご参集賜り、心からお礼を申し上げます。

さて、新ごみ処理施設整備事業につきましては、昨年10月の本体工事着手以降、建物を支える基礎杭や基礎部分の鉄骨工事など新施設の安全性や耐久性に直接影響を与える重要な工事を実施しているところでございます。組合といたしましては、主要な工事に係る現場の立会いに加え、請負事業者及び施工監理事業者と現場打合せを随時実施するなど、適正な進捗管理に努めております。お陰様で、これまでのところ工事はすべて順調に進んでおります。

本事業は、市民生活に密接に関係する極めて重要な事業であり、安全で安定的なごみ処理体制の着実な整備が求められております。引き続き、令和10年4月1日の新施設でのごみ受入開始に向け全力で取り組んでまいります。

議員の皆様におかれましては、本事業へのご理解ご協力をお願いいたします。

さて、このたびの議会においてご審議いただく案件は、条例、予算など多岐にわたりますが、慎重なるご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第1号についてご説明申し上げます。

議案第1号、行田羽生資源環境組合公告式条例等の一部を改正する条例についてでございますが、条例の公布文等の書面を、両市の掲示場に掲示する方法から、組合ホームページの電子掲示場による公表を主たる方法とするため、所要の改正を行うものです。

以上で議案第1号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○小林修議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

〔江森裕一事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 それでは、議案第1号、行田羽生資源環境組合公告式条例等の一部を改正する条例について細部説明を申し上げますので、議案書の1ページをお願いいたします。

本案は、デジタル規制改革推進一括法が施行され、情報通信技術を効果的に活用し、自治体のアナログ規制の見直しを推進することとされたことに伴い、一般に広く周知する公示文書の公表方法について、構成市の掲示場への掲示から組合ホームページの電子掲示場への掲示に変更するため、関係条例2本について所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明申し上げますので、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

第1条は、行田羽生資源環境組合公告式条例の一部改正を行うもので、条例の公布方法について、行田市役所前及び羽生市役所前の掲示場への掲示から、組合ホームページの電子掲示場への掲示に改めるほか、災害など特別の事由により電子掲示場への掲示ができないときは、構成市の掲示場に掲示できる旨を規定するものでございます。

次に、2ページの第2条、行田羽生資源環境組合行政手続条例の一部改正につきましても、先ほどと同様の改正を行うものでございまして、本条例において行田羽生資源環境組合公告式条例の規定を引用することにより、構成市の掲示場への掲示から、組合ホームページの電子掲示場への掲示に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、2ページをお願いいたします。

附則でございしますが、施行期日を令和8年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第1号の細部説明を終わらせていただきます。

○小林修議長 以上で説明は終わりました。

---

#### △上程案件の質疑～採決

○小林修議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔通告なし〕

○小林修議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

〔通告なし〕

○小林修議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第1号、行田羽生資源環境組合公告式条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小林修議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

△議案第2号の上程、提案説明

○小林修議長 次に、日程第4、議案第2号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 それでは、議案第2号、令和7年度行田羽生資源環境組合会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

令和7年度行田羽生資源環境組合会計補正予算（第1回）の1ページをお願いいたします。

本案は、一時借入金の利子の支払いのため、所要の措置を講じるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出ともに1,030万円の増額でございます。歳出といたしましては、公債費の増額となっております。財源といたしましては、前年度繰越金を充当しております。

以上で議案第2号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○小林修議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

〔江森裕一事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 それでは、議案第2号、令和7年度行田羽生資源環境組合会計補正予算（第1回）について細部説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条の歳入歳出の補正ですが、歳入歳出それぞれ1,030万円を追加し、予算の総額を15億3,669万1千円とするものでございます。

次に、歳出について説明申し上げますので、8ページをお願いいたします。

4款公債費、1項1目利子は、ごみ処理施設整備工事の前払金支払いのために借り入れた一

時借入金の利子につきまして、不足が見込まれることから追加措置するものでございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして6ページをお願いいたします。

3款繰越金、1項1目繰越金は、補正財源として前年度繰越金を措置するものでございます。

以上で、議案第2号についての細部説明を終わらせていただきます。

○小林修議長 以上で説明は終わりました。

---

#### △上程案件の質疑～採決

○小林修議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

[通告なし]

○小林修議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○小林修議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第2号、令和7年度行田羽生資源環境組合会計補正予算（第1回）は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○小林修議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### △議案第3号の上程、提案説明

○小林修議長 次に、日程第5、議案第3号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 それでは、議案第3号、令和8年度行田羽生資源環境組合会計予算についてご説明申し上げます。

令和8年度行田羽生資源環境組合会計予算の1ページをお願いいたします。

歳入、歳出予算の総額は、それぞれ59億8,722万8千円でございます。

2ページをお願いいたします。

歳入予算でございますが、構成市からの負担金、国の循環型社会形成推進交付金のほか、

地方債を発行し、それぞれ充当するものでございます。

右ページ、歳出予算の主なものは、人件費等の組合運営に必要となる経常的経費、施設建設に関する委託料、及び工事請負費などでございます。

4ページをお願いいたします。

第2表は施設建設費の支払いに充当する地方債の限度額を36億8,020万円とするものでございます。

以上で議案第3号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○小林修議長 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

〔江森裕一事務局長 登壇〕

○江森裕一事務局長 それでは、議案第3号、令和8年度行田羽生資源環境組合会計予算について、細部説明を申し上げます。

令和8年度行田羽生資源環境組合会計予算の1ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、それぞれ59億8,722万8千円と定めるものでございます。

第2条は、地方債について規定するものでございまして、第2表によりご説明いたしますので、4ページをお願いいたします。

このたびの地方債の起債の目的は新ごみ処理施設整備事業でございまして、起債の限度額は36億8,020万円でございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては表に記載のとおりでございます。

戻りまして1ページをお願いいたします。第3条は、前払金の請求があった場合に備えて、一時借入金の最高額を25億4,000万円と定めるものでございます。

内容につきまして、歳出からご説明申し上げますので、12ページをお願いいたします。

1款議会費1項1目議会費40万1千円は、主に議員報酬でございます。

2款総務費1項1目一般管理費は、2,524万5千円でございます。

右ページ説明欄の◎一般管理費の主なものを申し上げますと、1節報酬は、正副管理者の特別職報酬でございます。

13節庁舎借上料は、行田地方庁舎に所在する組合事務所の庁舎使用料等について、行田市に対して支払うものでございます。

1 8 節派遣職員人件費負担金は、本組合に派遣された事務局職員 5 人のほか、会計事務に従事する職員、及び工事検査に従事する職員に対する、行田市及び羽生市への負担金でございます。

2 款 1 項 2 目公平委員会費 1 万 9 千円は、委員報酬を計上したものでございます。

2 款 2 項 1 目監査委員費 3 万 6 千円は、委員報酬を計上したものでございます。

1 4 ページをお願いいたします。

3 款衛生費 1 項 1 目施設建設費 5 8 億 3, 8 8 3 万 1 千円についてでございますが、主に新ごみ処理施設整備工事請負費を計上したもので、前年度に比べ 4 3 億 3, 8 5 7 万 3 千円の増額でございます。

右ページ説明欄の◎施設建設費の主なものを申し上げますと、1 2 節委託料は、令和 7 年度に引き続き新ごみ処理施設整備工事に対する施工監理業務を委託するものでございます。

1 3 節土地借上料は、用地の所有者である行田市との貸借契約に基づく、借上料を計上したものでございます。

1 4 節工事請負費のうち、新ごみ処理施設整備工事請負費 5 7 億 8 7 8 万 4 千円は、令和 7 年度より本体工事に着手した建設工事の請負費でございます。その下の周辺環境整備工事請負費 5 0 万円は、新施設の整備に伴う周辺環境整備として、地域からご要望のあった U 字溝へのふた掛け工事に要する経費でございます。

1 8 節負担金補助及び交付金についてでございますが、上記と同様に地域からご要望のあった農業用水路へのスクリーン設置工事と周辺道路の舗装修繕工事に要する経費でございます。工事を実施する行田市の農政課及び道路治水課へ支出するもので、それぞれ工事費相当額を負担金として計上したものでございます。

4 款公債費 1 項 1 目元金及び 2 目利子は、新ごみ処理施設整備工事請負費に対して借り入れた地方債の元金と利子の償還金、及び一時借入金の利子であり、前年度に比べ、1 億 2, 1 1 9 万 6 千円の増額でございます。

5 款予備費 1 項 1 目予備費 1 0 0 万円は、前年と同額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして 1 0 ページをお願いいたします。

1 款分担金及び負担金 1 項 1 目市負担金 8 億 7, 4 3 5 万 4 千円は、行田市及び羽生市からの負担金でございます。前年度と比較して 6 億 1, 9 7 5 万 5 千円の増でございます。内訳といたしましては、右側説明欄のとおり行田市が 5 億 7 6 万円、羽生市が 3 億 7, 3 5

9万4千円でございます。

2款国庫支出金1項1目衛生費国庫補助金13億7,067万4千円は、国の循環型社会形成推進交付金でございまして、交付率は補助対象経費の3分の1及び事務費分であり、前年度と比較して10億2,948万3千円の増でございます。

3款繰越金1項1目繰越金6,200万円は、前年度からの繰越金であり、前年度と比較して5,700万円の増でございます。

4款組合債1項1目衛生債36億8,020万円は、新ごみ処理施設整備工事請負費のうち、一般財源及び国庫支出金を除いた部分に地方債を充当するもので、前年度と比較して27億5,460万円の増でございます。

次に、16ページをお願いいたします。

給与費明細書でございしますが、正副管理者、組合議員9人、監査委員2人、公平委員会委員3人分の給与費明細でございます。

なお、事務局職員につきましては、行田市及び羽生市からの職員派遣であり、派遣元において給与を支出していることから、本明細書への記載はございません。

18ページをお願いいたします。

債務負担行為調書でございしますが、(仮称)新ごみ処理施設建設に係る施工監理事業と(仮称)新ごみ処理施設整備及び運営事業は、令和6年度に議決いただいたものでございしますが、令和7年度までの支出見込額と令和8年度以降の支出予定額を契約額に合わせてそれぞれ掲載したものでございます。

20ページをお願いいたします。

地方債に関する調書でございしますが、これは令和7年度に地方債を発行したことに伴い作成した、地方債の現在高に関する調書でございまして、令和7年度末及び令和8年度末現在高見込額を表に記載してございます。

22ページをお願いいたします。

市負担金調書でございしますが、組合規約に基づき、令和8年1月1日現在の住民基本台帳人口を基に、均等割20%、人口割80%により行田市及び羽生市の負担金額を算出したものでございます。

以上で、議案第3号についての細部説明を終わらせていただきます。

○小林修議長 以上で説明は終わりました。

△上程案件の質疑

○小林修議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

暫時休憩いたします。着席のままお待ちください。

午後 3時16分 休憩

---

午後 3時17分 再開

○小林修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。—— 1番 木村博議員

○1番 木村博議員 議席番号1、行田市の木村博です。議長に発言の許可をいただきましたので、議案第3号令和8年度行田羽生資源環境組合会計予算について質疑いたします。議案第3号の14ページと15ページにある歳出をご覧ください。

第3款衛生費、第1項清掃費、第1目施設建設費、第14節工事請負費の内の新ごみ処理施設整備工事請負額57億878万4千円の出来高は令和8年度末で全体の何%に値するのか教えてください。

また、それは各施設の何%の出来形に値するのか併せてお伺いします。ご答弁よろしくお願いたします。

○小林修議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○江森事務局長 議案第3号、令和8年度行田羽生資源環境組合会計予算に対する質疑にお答え申し上げます。

はじめに、新ごみ処理施設整備工事請負額57億878万4千円の出来高は、令和8年度末で全体の何%に値するのかについてでございますが、このあとご審議いただきます議案第4号、新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の変更による工事費の増額分を加えました工事請負額257億2,100万円に対しまして、令和8年度の1年間の出来高は22.2パーセントでございます。

次に、令和8年度末の出来高についてでございますが、令和7年度を含み合計で27.4パーセント、70億6,022万3千円となる見込みでございます。

次に、想定する各施設の出来形についてでございますが、新ごみ処理施設では、本年3月に着手を予定しております鉄骨の組み立てを含む建物躯体工事が完了し、外部及び内部の作業足場を設置、仕上げ工事に着手する予定でございます。また、プラント機器については焼却炉の主要施設である火格子いわゆるストーカなどの搬入が始まり、進捗率は約23パーセ

ントを予定しているところでございます。

不燃・粗大ごみ処理ラインや剪定枝資源化ラインなどのマテリアルリサイクル推進施設では、剪定枝資源化棟を除いた建物の躯体工事が完了し、ごみ焼却施設と同様、外部及び内部の仕上げ工事に着手する予定でございます。また、プラント機器については破砕機や受け入れホッパーなどの搬入を予定しており、進捗率は約35パーセントを予定しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○小林修議長 再質疑ありますか。

○1番 木村博議員 ありません。ありがとうございました。

○小林修議長 他に質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △上程議案の討論、採決

○小林修議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○小林修議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第3号、令和8年度行田羽生資源環境組合会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○小林修議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### △議案第4号の上程、提案説明

○小林修議長 次に、日程第6、議案第4号を議題といたします。

朗読を省略して管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

[行田邦子管理者 登壇]

○行田邦子管理者 それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案第4号、新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の変更についてでございますが、本案は、令和6年第1回臨時会の議決を経て締結した、新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の一部を変更することについて、行田羽生資源環境組合議会の

議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議決を求めるものでございます。

以上で議案第4号についての説明を終わらせていただきます。

なお、詳細につきましては、事務局長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○**小林修議長** 続いて、事務局長の細部説明を求めます。——事務局長。

[江森裕一事務局長 登壇]

○**江森裕一事務局長** それでは、議案第4号、新ごみ施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の変更について細部説明を申し上げますので、議案書の3ページをお願いいたします。

本案は、令和6年第1回臨時会において議決をいただき締結した、新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の一部を変更するため、行田羽生資源環境組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提出するものであります。

本契約は、新たなごみ処理施設の整備のため、建設工事請負事業者（タクマ・鴻池・小川・共和化工・大野特定建設工事共同企業体）と締結したもので、工事の進捗に伴い、詳細な地質調査及び現地確認を行った結果、入札時には予見することが困難であった地盤条件等が判明いたしました。これにより施工内容等を見直す必要が生じたことにより、一部契約を変更するものでございます。この変更に伴う請負代金額につきましては、行田羽生資源環境組合建設工事請負契約約款第25条の規定に基づき、変更後の工事内容及び数量を整理・積算の上、受注者との協議結果を踏まえて、請負代金の変更額を算定いたしました。主な内容といたしましては、地盤条件が当初の想定に比べ軟弱であることが判明したことから、敷地外周部に設置するL型擁壁及び調整池下の地盤改良と、工場棟等の基礎杭をそれぞれ長く、または太くするなどの見直しが必要となったものでございます。

変更額につきましては、当初の請負代金額の254億2,100万円から3億円増額し、257億2,100万円に変更するもので、いずれも消費税及び地方消費税を含んだ額でございます。

次のページをお願いいたします。

行田羽生資源環境組合建設工事請負契約変更契約書についてでございますが、工事名は新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事、工事場所は埼玉県行田市大字小針字埜通775番地1外、変更の内容は、詳細な地質調査などの結果に基づく内容変更で請負代金額は消費

税及び地方消費税を含めて、3億円の増額変更でございます。なお、工期に変更は無く、特定条件はございません。

以上で、議案第4号の細部説明を終わらせていただきます。

○**小林修議長** 以上で説明は終わりました。

---

△上程案件の質疑

○**小林修議長** これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

暫時休憩いたします。着席のままお待ちください。

午後 3時26分 休憩

---

午後 3時27分 再開

○**小林修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑の通告がありますので、発言を許します。——6番 島村勉議員

○**6番 島村勉議員** 通告に基づきまして議案第4号、新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の変更について質疑いたします。

まず、当初の契約金額254億2,100万円から、3億円増額した257億2,100万円に変更する契約を締結する理由について伺います。

次に、この変更契約が必要となる事象を認識したときから、本議案提出に至るまでの間、受注者と、いつ、どのような協議を行ってきたのか伺います。

また、変更契約による工事内容の変更により、今後の施設整備スケジュールに遅れが生じることがないか、先程予定通りに収まるとお話がありましたけれども、もう一度伺いしたいと思います。

以上、議案質疑といたします。

○**小林修議長** 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○**江森事務局長** 議案第4号、新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の変更についてのご質疑に順次お答え申し上げます。

はじめに、変更契約が必要となった理由についてでございますが、新ごみ処理施設の整備運営事業の入札公告を行った際に組合が仕様書ともいえる要求水準書を提示し、事業者はこれに基づき積算を行い提案としてまとめ、応札する流れとなっております。この要求水準書の中には、予定地等の地質を示す3か所のボーリングデータ及び地盤高が示された現況平

面図が含まれており、この資料が事業者の積算の根拠となっているところでございます。

この事業者の提案をもとに契約を締結し、建設工事請負事業者において建設工事のため敷地内の12か所のボーリング調査やドローンを使用した詳細な現況測量を実施したところ、地盤条件が当初想定していた地質より軟弱であること、及び現地の地盤高が一定ではなく土の量が想定より多いことが判明いたしました。そこで、施設の安全性及び耐久性の確保のため、新たな地盤条件等による設計を行った結果、施設外周部及び調整池下に施工する柱状改良の仕様変更、工場棟等の基礎杭の延長、及び不要な土を処分する必要性が生じたことから、これらに必要となる設計・施工内容の変更に伴う増額について変更契約を行うことになったものでございます。

次に、変更契約締結の決断に至るまでの事業者との協議の経緯についてでございますが、契約前に行った要求水準書に対する質疑応答において、事業者から提供データから想定できない軟弱地盤の影響が確認された場合について質問があり、その場合は根拠資料を踏まえて協議を行う旨の回答を行っておりました。

契約後、工事の準備段階において、詳細な地質調査や現況測量の結果、当初の想定と異なる地盤条件などが確認されたことについて、昨年6月に建設工事請負事業者から事前相談がございました。これを受け、施工監理受託者である一般財団法人日本環境衛生センターの技術的助言を受けながら、事実関係の確認及び変更契約の協議を行う妥当性などについて検討を開始いたしました。その後、建設工事請負事業者からの説明や追加資料の提供など、協議を重ねた結果、適正かつ安全で安心な施設とするために必要な内容であるとの結論に達し、昨年12月に変更協議の内容が合意に至ったことから、この度、契約変更の議案を上程させていただいたものでございます。

次に、変更契約により整備スケジュールが遅れることはないかについてでございますが、本事業の工期は同様の施設と比較して長いものではございませんが、当初から組合が目指すごみの受入日を厳守すべく建設工事請負事業者及び施工監理受託者と随時調整を重ね、施工方法や工程の見直しを行っております。今回の工事内容の変更等についても、この認識のもとに調整を行っており、現時点において整備スケジュールに遅れは生じていないところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○小林修議長 再質疑ありますか。

○6番 島村勉議員 ありません。

○小林修議長 他に質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

---

△上程議案の討論、採決

○小林修議長 次に、討論に入りますから、討論のある方はご通告願います。

[通告なし]

○小林修議長 討論の通告はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第4号、新ごみ処理施設整備運営事業に係る建設工事請負契約の変更については、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○小林修議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後 3時 32分 休憩

---

午後 3時 45分 再開

○小林修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第5号の上程、提案説明

○小林修議長 この際、ご報告いたします。

お配りしたとおり、本日管理者から議案1件が追加提出されました。

お諮りいたします。追加提出された議案第5号、行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについてを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○小林修議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号を日程に追加し、直ちに議題といたします。地方自治法第117条の規定により、香川宏行議員の退席を求めます。

[7番 香川宏行議員 退席]

○小林修議長 課長に議案を朗読させます。――総務施設課長。

〔総務施設課長 朗読〕

○小林修議長 管理者に提案理由の説明を求めます。——管理者。

〔行田邦子管理者 登壇〕

○行田邦子管理者 お疲れのところ恐縮に存じますが、追加提案いたしました議案第5号、行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについてご説明申し上げます。

本案は、行田羽生資源環境組合監査委員であります小林修氏から、令和8年2月4日付をもちまして辞職願が提出され、これを受理しましたので、新たに香川宏行氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

以上で、追加提案いたしました議案第5号の説明を終わらせていただきます。

○小林修議長 以上で説明は終わりました。

---

△上程案件の質疑、討論省略、採決

○小林修議長 これより質疑に入りますから、質疑のある方はご通告願います。

〔通告なし〕

○小林修議長 質疑の通告はありません。これをもって質疑を終結いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま上程されている議案第5号は、人事案件でありますので、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林修議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は討論を省略して直ちに採決いたします。

議案第5号、行田羽生資源環境組合監査委員の選任につき同意を求めるについては、これに同意することに賛成の議員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○小林修議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第5号はこれに同意することに決しました。

香川宏行議員の入場を求めます。

〔7番 香川宏行議員 入場〕

---

△特定事件の委員会付託

○小林修議長 次に日程第7、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。

次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小林修議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもって、令和8年第1回行田羽生資源環境組合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時49分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和8年 月 日

行田羽生資源環境組合議会議長

小林 修

行田羽生資源環境組合議会議員

松本 敏夫

同

丑久保 恒行